

## 都市計画の構想

### (1) 都市計画の種類

道路

### (2) 都市計画の内容

都市計画道路中 8・6・1 歩行者専用 1 号線を変更する。

都市計画道路中 8・7・7 歩行者専用 5 号線を追加する。

### (3) 都市計画を変更する土地の区域

8・6・1 歩行者専用 1 号線

[変更する部分]

龍ヶ崎市 佐貫一丁目の一部

[削除する部分]

龍ヶ崎市 佐貫三丁目の一部

8・7・7 歩行者専用 5 号線

[追加する部分]

龍ヶ崎市 佐貫三丁目の一部

### (4) 変更案の作成理由

今回変更する「8・7・1 歩行者専用 1 号線」は、昭和 51 年 1 月に都市計画決定された後、昭和 55 年に事業が開始された「佐貫駅東特定土地区画整理事業」にあわせて整備が促進されてきた。当初の計画では、本線を大きく分断する「3・3・20 龍ヶ崎市停車場馴柴線」との交差部分を立体交差とし、陸橋を架ける計画であった。しかしながら、区画整理事業が真っ只中の昭和 60 年代から平成の初めにかけて、当市の人口が急激に増加したが、これに伴い、JR 龍ヶ崎市駅周辺における自転車の違法駐輪が顕著化し、社会問題となった。このため、本線の陸橋用地を一時的に駐輪場として整備し、現在に至っている。

今般、人口減少や少子高齢化、また新型コロナウイルス感染拡大を契機としたライフスタイルの変化や、新たな働き方の推進に伴い、駅利用者の減少から、駅から距離のある同駐輪場の利用率低下が問題となっていた。このため、龍ヶ崎市停車場馴柴線を境に南北にある 2 箇所の駐輪場を 1 箇所に整理・統合するとともに、陸橋の架設は行わないと判断されたため、陸橋用地部分を都市計画道路から除外するとともに、立体交差を行わないことから、龍ヶ崎市停車場馴柴線を境に「8・6・1 歩行者専用 1 号線」及び「8・7・7 歩行者専用 5 号線」の 2 つに分割する変更を行うものである。